

令和4年度 蘇原中学校部活動・クラブ活動運営方針

1 部活動の位置づけ

部活動は、学校教育活動の一環として行う。

2 部活動の目標

- (1) 個性の伸長・・・共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め、技能を高める。
- (2) 自主的生活態度の育成・・・余暇の善用を図り、自主的・自律的な生活態度を養う。
- (3) 社会性の育成・・・マナーや約束を守り、望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

3 開設する部活動

今年度は、以下の19の部活動を設ける。

軟式野球、サッカー、陸上競技、ホッケー、卓球、男子バレーボール、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、バトントワリング、男子ハンドボール、女子ハンドボール、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、水泳、剣道、柔道、吹奏楽、美術

4 活動について

- (1) 部活動への加入は、希望加入制とする。
- (2) 本校職員がいずれかの部の顧問となり、社会人指導者とも連携して、指導を行う。
- (3) 部活動は、校長の承認を得た月間計画に基づいて行う。
- (4) 月の部活動、クラブ活動時間は最大70時間とする。
- (5) 活動時間について

〔平日〕

- ・平日の活動時間は2時間までとする。
- ・原則、始業時刻前には、部活動を行わない。
※但し、協会の大会や演奏会1週間前は行ってもよい。(夏季中体連大会は2週間前)
- ・始業時刻前に部活動を行う場合は、成長期に欠かせない十分な睡眠時間の保障、朝食喫食ができるよう開始時刻を7時30分以降とする。
- ・最終下校時刻の15分前までとする。(11月～1月は原則行わない。)

4月・・・17:15	8月・・・17:15	<u>11月、12月、1月・・・16:00</u>
5月・・・17:15	9月・・・17:00	2月・・・16:30
6月・・・17:30	10月・・・16:15	3月・・・17:00
7月・・・17:30		

〔休日〕

- ・休日の部活動、クラブ活動の時間は、3時間程度とする。練習試合、合同練習等の場合も終日に亘らないようにする。(ただし、公式戦は除く)。
- ・部活動は土日のどちらかを休みとする。
※ただし、期末テスト1週間前は、部活動停止とする。大会等がある場合は検討する。
- ・原則第3日曜日は「家庭の日」とし、休養日とする。

(6) 特別練習について

① 夕方の部活動が無い時の特別練習について

- ・大会1週間前に限り、指導者(顧問又は社会人指導者)がつけ、校長に承認を受けたものとする。(事前に特別練習届けを提出すること。)
- ・選手のみ1時間程度の練習ができる。

② 夕方の部活動がある時の延長練習について

- ・夏季(5～8月)は、原則として認めない。
- ・冬季(9～4月)は、大会1週間前に限り、指導者がつけ、校長の承認の基に、出場選手のみ30程度の延長練習を認める。

(7) 対外試合・練習試合・コンクールについて

- ・事前に届出表に、要項等を添付して学校長に承認を得る。また、終了後、速やかに結果を部活動主任に報告する。
- ・大会等での移動については、公共交通機関を利用するか、各保護者の責任で現地集合とする。
(部活動ごとに配車はしない。)

(8) 経費について

- ・部活動費とPTA補助金、市からの運営費を充てる。
- ・部活動費は、計画的に集め、受益者負担とする。

(9) 災害の補償について

- ・学校部活動としての月間計画に基づく場合、日本スポーツ振興センターの保険を利用する。

(10) 部活動保護者会について

- ・各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進め、保護者の協力を図るために、部活動保護者会を組織する。
- ・部活動保護者会の会長、クラブ活動保護者会長は、部活動の夏季大会終了後に選出し、それぞれ部活動・クラブ活動運営委員を兼ねる。
- ・それぞれの部活動保護者会を代表する運営委員によって、部活動・クラブ活動運営委員会を組織する。
- ・(保護者会は、)年度始め(1年生の正式入部決定後5月中)と、夏季大会後の役員交代後の2回は保護者会を開き、部活動の運営方針の共通理解を図る。
- ・部活動の参観については、保護者会のおりに参観して頂いたり、休日にも積極的に参観して頂いたりするように呼びかける。

(11) 活動場所の割り振りについて

- ・部活動の活動、平日クラブ活動の活動場所の割り振りは、部活動主任で行う。
- ・休日の体育館割り振りは別紙の表のように割り振る。

(12) 部活動で共通して守りたい約束やルール・マナー(部長会でも徹底していく)

①挨拶をして活動する。

- ・先生や社会人指導者(コーチ)、保護者の方に自分から進んで元気よく挨拶をする。
- ・先輩も後輩に気持ちよく挨拶を返す。
- ・活動の始めと終わりの挨拶を必ず行う。
- ・登下校時、校門にみえる先生方にきちんと挨拶をする。

②服装を整えて活動する。

- ・原則体操服、ジャージで行う。ただし、部で揃えたユニフォームやTシャツ等を使用して行ってもよいが、顧問の判断による。(夕方活動も可)
- ・部活動終了後は、体操服で下校してよいが、きちんと服装を整えて下校する。

③時間を守って活動する。

- ・部活動は、活動終了時刻には練習を止め、後片付けをし、下校時刻までに校門を出る。

④その他

- ・活動中、及びその登下校での飲食を禁止する。
- ・休日部活動の際の自転車の使用は、保護者の責任において使用可能とする。

5 その他

(1) 部活動での宿泊を伴う練習、練習試合は禁止とする。

(協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者[クラブ]の責任において参加する。)

(2) 活動時間・下校時刻・設備・備品の利用など、約束やルール・マナーが守れない場合は、活動停止とすることがある。

(3) 指導者は始めに参加人数や体調不良者、活動場所の安全などを把握し、終わりに怪我等の有無を確認する。

(4) 転部・退部について

一つの部活動に3年間継続して打ち込むという部活動の趣旨から考えて、望ましくはないが、顧問や担任・部活動主任などが必要と認めた場合には、認めることとする。

6 クラブ活動について

(1) クラブ活動の位置付け

- ・クラブ活動は、蘇原中学校の生徒による活動である。したがって、クラブ活動も、「蘇原中学校部活動運営方針」に則って活動を行う。また、クラブ活動は、自主的な参加による活動とし、部活動に参加しているからといって、クラブ活動にも絶対参加しなければならないということはない。
- ・クラブ活動は、学校管理下でないため、日本スポーツ振興センターの医療費等の給付の対象にならず別途、スポーツ傷害保険に加入する必要がある。
- ・また、クラブ活動として活動する場合は、学校職員が指導者になっていても必ず保護者の監督の下に行わなければならない。

(2) 指導者について

- ・指導者は、保護者会が委託し、謝金を支払う。

(3) 平日のクラブ活動

- ・クラブ活動は、指導者または保護者が監督する。指導者や保護者がいない場合は、行わない。(指導者や保護者が不在時に事故が起きた場合は、スポーツ傷害保険は適用されないため。)
- ・帰宅するのではないが、一度学校を離れて保護者の勤め先や近くの祖父母宅等に寄り、クラブ活動に参加する場合は、保護者の責任で行う。
- ・平日クラブで活動できる最終時刻は19時までとする。また、平日の活動時間は放課後部活動、クラブ活動を含め2時間以内とする。

(4) 施設借用の届け出について

- ・平日クラブ活動で校舎内を使用する場合は、顧問を通して「学校教室等使用申請」に必要事項を記入した上で、学校長の承認を受ける。
申請されていない教室以外は使用しないこととする。
- ・学校月行事予定で、部活動が休みとなっている日はクラブ活動等で、校舎内を使用しないこととする。

(5) 施設・鍵の管理について

- ・使用施設は、借用者が責任をもって管理・運用する。
- ・借用施設が施錠してある場合は、クラブ活動前の平日(原則勤務時間内)に学校職員室にて鍵を借り受け、使用者の責任において開錠・施錠を行う。鍵の返却については、活動終了後の平日(原則勤務時間内)に職員室に返却する。また、時間内に返却が出来ない場合は、電話連絡にて返却可能時刻を確認し、職員が在校中の場合のみ対応する。

(6) 事故・破損について

- ・借用者は事故・破損等がないように十分気を付けて活動する。万一、事故等が発生した場合は速やかに対処し、学校長に報告する。

(7) 保険について

- ・すべてのクラブ員・指導者はスポーツ傷害保険の加入を義務付ける。

- ・平成28年度 岐阜県教育委員会「岐阜県中学校運動部活動指針」により、平成29年度より「部活動運営方針」を改訂
- ・平成30年度 岐阜県教育委員会「岐阜県中学校運動部活動指針」により、平成30年度より「部活動運営方針」の一部を改訂
- ・令和元年度 岐阜県教育委員会「岐阜県中学校運動部活動指針」により、令和元年度より「部活動運営方針」の一部を改訂
- ・令和3年度 岐阜県教育委員会「岐阜県中学校運動部活動指針」により、令和3年度より「部活動運営方針」の一部を改訂